

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

2019年12月27日改正

(目 的)

第1条 この規程は、定款第18条（評議員の報酬等）及び第37条（報酬等）の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第31条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち当財団を主たる勤務場所として常時職務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会開催の都度、出席した評議員に対し、会議日当として1人1回あたり3万円以内を支給することができる。

- 2 前項の会議日当は、当財団事務所又は東急グループ各社（学校法人を除く）に常勤する者に対しては支給しない。
- 3 非常勤役員は、無報酬とする。
- 4 常勤役員に対しては、その職務の対価として、定例役員報酬を支給することができる。
- 5 前各号の報酬及び日当には、所得税等相当額を加算して支給する。

(定例報酬の額及び支払方法)

第4条 常勤役員のうち理事に対して支給する定例役員報酬の額は、各年度の1人あたり支給額が1,200万円を超えない範囲で、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

2 常勤役員のうち監事に対して支給する定例役員報酬の額は、各年度の1人あたり支給額が1,200万円を超えない範囲で、理事長が評議員会の承認を得て、定めるものとする。

3 前2項の定例役員報酬は、毎月25日(休日にあたるときはその直前の営業日)に当月分を、銀行振込により支給する。

(退職慰労金)

第5条 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(費用の支給)

第6条 役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。

(公表)

第7条 当財団は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として、同条第2項に基づき公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年12月17日(評議員会決議の日)から施行する。